

実行委員会企画②

組織としての改悛

岩手県立中央病院 診療放射線技師長兼医療局業務支援課診療放射線指導監

○菅原 正紀(Masanori Sugawara)

【はじめに】

コンプライアンス、ガバナンス等、職業倫理、組織のあり方に、厳しい目が向けられる昨今、診療放射線技師をはじめ医療従事者の不祥事についての報道が散見されている。岩手県立病院で明らかになった法令違反の事例を通して取り組んだ再発防止に対する取り組みについて報告、共有することで、コンプライアンス、職業倫理について今一度考えなおすきっかけができれば幸いと考えている。

【岩手県立病院、放射線技術科の組織】

岩手県立病院(医療局)は、四国4県に匹敵する広大な県土のなか、医療インフラの脆弱な山間部、沿岸部などで自助、共助的に発足した医療施設を母体とし、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という理念のもと、20病院6診療センターという全国に類を見ない大きな規模で県が運営・管理をしている。

県都である盛岡市の中央病院をセンター病院として県内全域へ高度先進的医療を提供しながら、広い県内を九つの2次医療圏にわけ、圏域ごとに、2次救急、高度医療に対応する基幹病院を中心として地域密着型の地域病院、プライマリー医療を提供する地域診療センターを配置、初期医療から高度先進医療までを連携して提供する体制となっている。所属する診療放射線技師は男性154名女性51名、総勢205名の大所帯となっている。(Table1)

Table.1 岩手県立病院の組織

圏域	センター	基幹	地域		診療センター	
盛岡	中央				紫波	沼宮内
二戸		二戸	一戸	軽米	九戸	
中部		中部	遠野	東和	大迫	
胆江		胆沢	江刺			
両磐		磐井	千蔵	大東	花泉	
久慈		久慈				
宮古		宮古	山田			
釜石		釜石	大槌			
気仙		大船渡	高田		住田	

この多くの県立病院、スタッフが同じ方向に向かって業務運営していくために、診療放射線業務検討委員会が組織され、医療局業務支援課と協働して、診療放射線指導監のもと、我々が日々業務を行っていくうえでの様々な課題や問題について、部門としての取り組みや方向性について検討を行っている(Fig1)。また、スタッフの育成と交流を推進する目的で県立病院診療放射線技師会を組織し、日本診療放射線技師会、岩手県診療放射線技師会と連携しながら学術的側面、業務スキル向上にかかる研修体制の構築、専門、認定技師育成支援、キャリア開発にかかる取り組みをおこなっている。

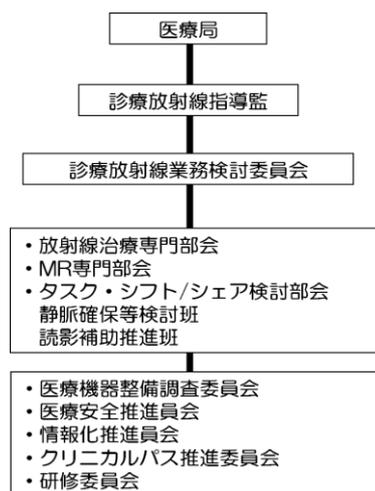


Fig.1 診療放射線業務検討委員会

【診療放射線技師の法令違反事例】

ネットや報道で、医師、看護師、薬剤師、その他様々な医療に関係する職種による不祥事が伝えられ、その中でも伊藤先生・横山先生の講演の中にあるように、診療放射線技師が法令違反により処分される案件も非常に多く発生している。

岩手県立病院においても、令和6年2月に不適切な検査機器の使用を行ったことが発覚し、全国報道された(Fig2)。近畿圏の自治体系病院で同じような事例が報道され、他人事ではないなと考えていた矢先の出来事であった。様々な媒体で取り上げられると、各媒体は読者に手に取ってもらうためにとってもセンセーショナルな見出しの表現を使用す

ることや、病院内はもとより、他県の仲間たちや近所の県民の皆さんから様々な詮索をされることなど、当事者はもとより県立病院診療放射線部門全体が精神的にダメージを受けてしまい、当事者や同僚スタッフの心のケアも難しい問題であることを実感した。

放射線機器を無断使用、技師10人懲戒処分
複数の岩手県立病院

岩手県医療局は20日、複数の県立病院で、医師の指示がないにもかかわらず、無断で放射線機器を使用して検査を行ったとして診療放射線技師10人を懲戒処分した。同僚技師や家族の疾病確認などを目的にMRI撮影やエックス線撮影を行い、少なくとも機器の不正使用は2009年から発生していた。県立病院で同様の事案が発覚するのは初めてで、同局は「再発防止に努める」としている。

不正事案は4件あり、撮影を依頼した人や機器を使用した関係者を法令・サービス違反で処分した。

(新聞報道抜粋)

Fig.2

【法令違反事案に対する県の対応】

法令違反事例が発覚してのち、病院管理部門によりすべての診療放射線技師に対する聞き取り調査が行われた。それぞれが診療放射線技師となってからこれまでのすべての期間について自分が不適切な検査機器の使用などをしてないか?また、他のスタッフがそのような行為をしていることについて見聞きしたことがあるか?について、個別面談による聞き取りが行われた。調査の結果については医療局本庁に集約され、事例についてさらに本庁からの精査が行われそれぞれの処分が決定した(Fig 3)。

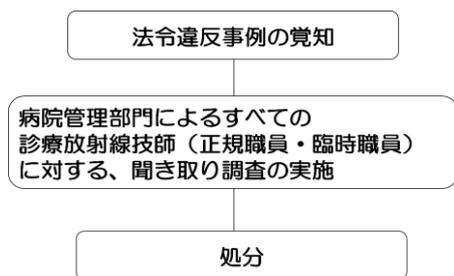


Fig. 3

第0章 総則
令和7年1月20日医職第1506号（医療局長通知）を重く受け止め、以下に岩手県立病院放射線技術科における業務運用について遵守事項を定める。

- 1 診療放射線技師法をはじめとする各種法令を遵守しサービス規律を保持すること。
- 2 技師法第二十六条および第二十四条の二第一号により、医師指示のない放射線の人体への照射、MRI撮影は禁止とする。
- 3 各種検査におけるプロトコル確認、画像評価は各種ファントム類を利用しておこなうこと。
- 4 撮影、検査指示の変更が必要な場合は、医師の指示変更を受けること。
- 5 前項について実施した際には部門システムに記録を残すこと。
- 6 MRI検査において診療上の必要性により健常ボランティアのテスト撮像が必要となった場合については、別に定める「MRI検査における健常ボランティアのテスト撮像に関する遵守事項」に従うこと。

Fig.4 業務運用マニュアル総則(抜粋)

【再発防止に向けた取り組み(その1)】

当該案件が公になったすぐ後に、19人の技師長で構成される技師長会が主催する研修会において、管理者として、まずは法令について再確認する機会を設けた。業務を執り行うにあたり装置更新の医療法などの届け出、RI規制法関連の管理・記帳、最近では電離則の眼の水晶体の被ばく線量管理、適時調査や立ち入り系のものなど、法令に関する理解と対応は行ってきていたと自負していたところであるが、診療放射線技師法については、タスクシフト関連で最近見直すことはあったが、一番の基本となる私たちの職業の根底にある規則や罰則規定等についての認識が不十分であったと痛感した。19人の技師長一同、スタッフへの継続的な教育の必要性と、部門としての徹底した再発防止策を講じて、失われた信頼を取り戻すことの大切さを共有した。

【再発防止に向けた取り組み(その2)】

診療放射線業務検討委員会では県立病院全体としての対応が必要と考え、各病院の業務運用の最も基本となるコンプライアンスに関する「岩手県立病院放射線技術科業務運用マニュアル総則」を制定し各病院に発出した。各病院の業務運営マニュアルの「第0章」として、一番最初に目につくように掲載し、コンプライアンスの徹底について共有することを決定した。(Fig 4)

- ・各種法令の遵守すること
- ・検査プロトコルの作成、評価には人体を使用しないこと
- ・検査指示を確実に受けること
- ・行った診療以外の放射線利用等について記録を残すこと

について明文化、また、画像コントラスト等に生体の組織状態や生理的機能が反映されるMRIについては健常ボランティアによるテスト撮像がどうしても必要となる場合もあるため、別途「MRI検査における健常ボランティアテスト撮像に関する遵守事項」を定めた。(Fig 5・6)

- 1 ボランティア参加の対象は原則として岩手県立病院に所属する診療放射線技師とする。なお、被検者には十分な説明を行い同意を得ること。
- 2 MRI検査における健常ボランティアのテスト撮像が必要となった場合は、その目的、実施方法、実施規模等についての計画書を作成すること。
- 3 当該撮像の必要性和妥当性について、院内の了承を得ること。
なお了承を得る方法については各病院の取り決めによるものとする。
- 4 撮像に際しては、放射線科医または診療科医師の同意と撮像指示を受け、部門システムに撮像記録を残すこと。

Fig.5 MRI検査における健常ボランティアのテスト撮像に関する遵守事項(抜粋)

【様式・1】

岩手県立〇〇病院
院長 〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

MRI検査における健常ボランティアのテスト撮像 計画書

放射線技術科
診療放射線技師長・〇〇〇〇

業務都合により、下記の通り診療放射線技師による健常ボランティアを用いたMRI撮像を行いたい旨申請いたします。

撮像計画項目	内容	備考
撮像目的	新) 装置バージョンアップにより、新たな撮影制御方法の適用が予定された。臨床使用前に撮影制御効果を確認し、臨床検査において安定した効果を確認するため。	
実施期間	2000年〇月〇日～2000年〇月〇日	
撮像する人数	〇〇人	名簿記載
指示医	〇〇科 〇〇〇〇先生	
同意書の取得	済	
特記事項		

【撮像に際して】

- ・診療放射線技師法診療放射線技師法第二十四条の二の第一項を遵守します。
- ・ボランティア参加依頼対象者は健常な診療放射線技師とし、意思の尊重、身体の安全の確保、個人情報保護等について十分な配慮をします。

【様式・2】

「MRI検査における健常ボランティアのテスト撮像」に関する説明・同意書

岩手県立〇〇病院 放射線技術科

1. 撮像の目的

MRI検査における撮像技術は急速に発展しており、機器の更新やバージョンアップ、新たな撮像法等が導入された。患者に対するMRI検査を行う前に健常ボランティアを募り撮像条件の最適化や研究を行うことは、適切な検査時間での画質向上ならびに病変の検出や性状の抽出向上をもたらすし、患者の臨床における診断の質向上へ寄与します。

2. 方法の概略

2.1. 撮像の方法

本システム参加を依頼する対象は健康な診療放射線技師のみとします。ボランティアに対してMRI撮像を行い、撮像したデータを用いて、信号強度比、信号雑音比、コントラスト比等を算出する物理評価や関係職種による画質の視覚評価を行い、最適な撮像条件を検討します。

撮像に要する時間は1名あたり60分程度を標準とし、造影（造影剤を含む）の投与等の侵襲性の高い手技は行いません。

撮像の際は、通常のMRI検査と同様に施設での検査および安全管理の手順に従って行います。検査前の問診やチェックリスト等の作成も同様に行います。狭い場所が苦手な方や体内に金属等がある方、妊娠または妊娠している可能性がある方等については、検査前の問診にて確認します。この撮像に適さないと思われる場合は、対象外とします。

2.2. 実施の期間

実施期間は、20〇〇年〇月〇日 から 20〇〇年〇月〇日まで。

3. 撮像によって生じる負担、危険性および合併症とその対応

この撮像は、通常のMRI検査と同じ方法で行います。そのため、安全性は通常のMRI検査と同様で、以下の身体的負担や副作用が発生することがあります。

- (1) 撮像中は、とても大きな音がします。耳栓等で聴覚保護を行いますが、完全な無音にすることはできません。
- (2) 検査室内では強力な磁場によるめまいやふらつき、頭痛、味覚変化を生じる場合がありますが、一時的なもので心配ありません。
- (3) 撮像中に身体が温かく感じる場合がありますが、一時的なもので心配ありません。

Fig.6 MRI検査における健常ボランティアのテスト撮像計画書・同意書(抜粋)

【再発防止に向けた取り組み(その3)】

コンプライアンス意識の醸成とスタッフ各人に自らの振り返りを促すために、コンプライアンス自己点検リスト(Fig 7)を作成した。診療放射線技師法の禁止、制限されている事項のまとめと罰則について記載するとともに公務員として遵守しなければならない職員の義務について記載し、これらの重点項目に対する自己チェックリストを作成し自己の振り返りを促す物とした。毎年10月頃に行われる育成面接時に各人が自己を振り返り、チェックシートを記入して所属技師長が確認し診療放射線指導監に結果報告、問題ある場合は診療放射線指導監から医療局本庁に報告する体制を構築した。

【再発防止に向けた取り組み(その4)】

これまでの経緯をしらない新採用者を対象に新人研修会で上述した法令違反事例について、そしてそれを繰り返さないための取り組みについての説明と職業倫理、医療人としてのあり方について診療放射線指導監より毎年度講義をおこなうこととした。

【おわりに】

岩手県立病院では、継続的に法令について知識を再確認する場を設け、自己を見つめなおす機

コンプライアンス自己点検チェックシート

点検年月日 年 月 日

職・氏名:

	項目	守られていますか
診療放射線技師法	診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射を行ってはならない。(第二十六条)	はい ・ いいえ
	MRI撮像は医師又は歯科医師の指示の下に行うこと。(第二十四条の二)	はい ・ いいえ
	診療放射線技師は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。(第二十七条)	はい ・ いいえ
	診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。(第二十九条)	はい ・ いいえ
職員の義務	職務専念の義務	はい ・ いいえ
	・ 勤務時間及び勤務上の注意力の全てを職務遂行のために用いること。	はい ・ いいえ
	誠実の義務	はい ・ いいえ
	・ 職務は監督の内容に従って、国家かつ公正に職務を執行すること。	はい ・ いいえ
	従順の義務	はい ・ いいえ
	・ 職務を遂行するに当たっては、法令、条例、その他地方公共団体の規則等に従うこと。	はい ・ いいえ
	・ 上司の職務上の命令には、忠実に従うこと。	はい ・ いいえ
職務上の秘密の保持	はい ・ いいえ	
・ 職務の遂行を備づけ、又は職務の職責の不名誉となるような行為をしないこと。	はい ・ いいえ	
政治的行為の禁止	はい ・ いいえ	
・ 職員は、全体の奉仕者としての性格から、特定の政治活動をしないこと。	はい ・ いいえ	
懲戒企業等の従事制限	はい ・ いいえ	
・ 懲戒企業等に従事する場合には、任命権者の許可を受けなければならないこと。	はい ・ いいえ	
個人情報の保護	はい ・ いいえ	
・ SMSの利用に当たっては「岩手県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。	はい ・ いいえ	

Fig.7 コンプライアンス自己点検リスト

会をつくり過ちがある場合にはお互いに指摘し合える心理的安全性の確保された職場環境を作っていけるよう努力しているところである。患者の命、人生に関わるという大きな責任を持ったこの職業の誇りを傷つけるような振る舞いをしないこと、また、最高の放射線診療技術を持続的に提供できるよう研鑽を積んでいきたいと考える。